

利用者負担額（保育料）算定方法について

保育料の月額額は、市区町村民税の額により算定されます。

保育料がいくらになるのか確認されたい場合、以下の書類でご確認ください。

なお、保育料は原則保護者の市区町村民税額の合算（両親もしくはひとり親世帯の場合、父もしくは母のみ）で算定いたします。

※世帯の状況によっては、同居の祖父母の市区町村民税額も合算される場合があります。

1. 【課税証明書をお持ちの場合】

平成 年度 (平成 年分) 市県民税所得課税証明書

氏 名 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男

所得の区分	所得金額 (円)	所得の区分	所得金額 (円)	所得の区分	所得金額 (円)	所得の区分	所得金額 (円)
給与収入	5,918,502	雑 償	0	所得割額	0	所得割額	0
公的年金収入	1,000,000	医療費	0	所得割額	0	所得割額	0
配 当	3,472,800	社会保険料	702,100	所得割額	0	所得割額	0
雑 損	100,000	小規模企業	0	所得割額	0	所得割額	0
以下合計	10,491,302	生命保険料	35,000	所得割額	0	所得割額	0
		地震保険料	3,300	所得割額	0	所得割額	0
		配当金等別	0	所得割額	0	所得割額	0
		雑 損	0	所得割額	0	所得割額	0
		所得金額合計	3,073,600	所得割額合計	1,000,423	所得割額合計	1,000,423
		合計所得金額	13,564,902	課税総額	2,500,900	課税総額	2,500,900
市民税		市民税		市民税		市民税	
所得割額	90,300	所得割額	90,300	所得割額	90,300	所得割額	90,300
均等割額	3,000	均等割額	3,000	均等割額	3,000	均等割額	3,000
合計	93,300	合計	93,300	合計	93,300	合計	93,300

市民税 (円)

住宅取得等特別控除額	所得割	均等割
58,500	90,300	3,000

※税額控除は「摘要欄」に記載されます。

手順 1 市民税の所得割と税額控除を合算します。

保護者の市区町村民税所得割の額の合計と税額控除（住宅借入金控除等）がある場合はその額を合計します。

（合算額により階層を判定いたします）

手順 2 「令和〇年度 佐世保市利用者負担金（保育料）」をご準備いただき、合計金額と階層区分を確認します。

あてはまる階層が保育料（利用者負担額）となります。

2. 【給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）】をお持ちの場合

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

指定番号 1234567890 氏名 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男

住所 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男

氏名 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男

平成 年 月 日

特別徴収義務者名 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男

決定・変更内容

所得区分	所得金額	所得区分	所得金額	所得区分	所得金額	所得区分	所得金額
給与収入	5,918,502	雑 償	0	所得割額	0	所得割額	0
公的年金収入	1,000,000	医療費	0	所得割額	0	所得割額	0
配 当	3,472,800	社会保険料	702,100	所得割額	0	所得割額	0
雑 損	100,000	小規模企業	0	所得割額	0	所得割額	0
以下合計	10,491,302	生命保険料	35,000	所得割額	0	所得割額	0
		地震保険料	3,300	所得割額	0	所得割額	0
		配当金等別	0	所得割額	0	所得割額	0
		雑 損	0	所得割額	0	所得割額	0
		所得金額合計	3,073,600	所得割額合計	1,000,423	所得割額合計	1,000,423
		合計所得金額	13,564,902	課税総額	2,500,900	課税総額	2,500,900

納 付 額

所得区分	所得金額	所得区分	所得金額	所得区分	所得金額	所得区分	所得金額
給与収入	5,918,502	雑 償	0	所得割額	0	所得割額	0
公的年金収入	1,000,000	医療費	0	所得割額	0	所得割額	0
配 当	3,472,800	社会保険料	702,100	所得割額	0	所得割額	0
雑 損	100,000	小規模企業	0	所得割額	0	所得割額	0
以下合計	10,491,302	生命保険料	35,000	所得割額	0	所得割額	0
		地震保険料	3,300	所得割額	0	所得割額	0
		配当金等別	0	所得割額	0	所得割額	0
		雑 損	0	所得割額	0	所得割額	0
		所得金額合計	3,073,600	所得割額合計	1,000,423	所得割額合計	1,000,423
		合計所得金額	13,564,902	課税総額	2,500,900	課税総額	2,500,900

「給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の場合は、「所得割額⑥」及び「均等割額⑦」をご確認いただき、課税証明書をお持ちの場合と同じ手順（上記手順 1 ～ 2）でご確認ください。

※ 税額控除には調整控除も含まれている為、住宅借入金等控除、ふるさと納税等のみ合算の対象となります。税額控除は「摘要欄」に記載されます。

※例

①所得割の合計額が 0 円の場合

- 市民税の均等割が3,500円の場合 ⇒ 市民税所得割非課税世帯（B 階層）
- 市民税の均等割が0円の場合 ⇒ 市民税均等割非課税世帯（B 1 階層）

②所得割の合計額が211,200円の場合 ⇒ D 3 階層